

○射撃練習を行う資格の認定

(第9条の10第2項)

改正 平成26年3月20日 平成28年5月9日

平成29年3月22日 令和3年3月26日

令和3年3月26日 令和4年3月15日

審査基準

令和4年3月15日作成

法令名	銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項	第9条の10第2項
処分の概要	射撃練習を行う資格の認定
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	<p>銃砲刀剣類所持等取締法第4条の2(許可の申請)、第5条第1項・第5項(許可の基準)、第5条の2第1項・第2項、第4項・第5項(猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例)、第5条の4第1項(技能検定)、第9条の10第2項・第3項</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行令第3条(拳銃等の所持が許可される運動競技会等)、第7条(空気銃の所持が許可される18歳未満の射撃競技選手に係る運動競技会等)、第8条(銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気)、第10条(猟銃等講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者)、第11条(猟銃の所持が許可される20歳未満の者についての推薦)、第12条(人の生命又は身体を害する罪等)、第15条(ライフル銃の所持が許可される射撃競技選手に係るライフル射撃競技等)</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条(届出及び申請の手続)、第9条(申請書の様式等)、第10条(申請書に添付する医師の診断書)、第11条(申請書の添付書類)</p> <p>暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則</p>
審査基準	別紙のとおり
標準処理期間	30日
申請先	住所地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
問い合わせ	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室

せ先	
----	--

別紙

[別紙参照]